

2 パブリックコメントの内訳

(1) 意見の提出者数 132名（団体：3団体、個人：110名、匿名：19名）

(2) 意見の件数 329件

(3) 意見の内訳

分類	件数
1 条例制定の目的について	2件
2 行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体等の動物愛護管理に関する責務について	28件
3 動物の飼い主の遵守事項について	116件
(1) 動物の飼い主の遵守事項について	(40件)
(2) 犬の飼い主の遵守事項について	(48件)
(3) 猫の飼い主の遵守事項について	(20件)
(4) 特定動物の飼い主の遵守事項について	(8件)
4 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について	61件
5 多頭飼養の届出義務について	19件
6 札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の設置について	1件
7 犬猫の引取り手数料及び収容した猫の返還手数料の徴収について	15件
8 罰則の見直し・強化について	3件
9 その他	84件
(1) 動物取扱業について	(10件)
(2) その他	(74件)

3 市民意見の概要と札幌市の考え方

文中に出てくる以下の用語は、次のとおりです。

- ・法：動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
- ・国の基準：家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成25年環境省告示第82号）
- ・基本構想：札幌市動物愛護管理基本構想（平成27年5月策定）
- ・推進計画：札幌市動物愛護管理推進計画（仮称）

(1) 条例制定の目的について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 2 条例の目的	新条例を「街づくり」と関連付け、『「人と動物が共生する社会の実現」と「清潔で快適に生活できる街づくり」に寄与することを目的とする』とできないか。	札幌市では、基本構想において「人と動物が共生する社会の実現」を目標と掲げ、「動物愛護精神の涵養」「動物の適正管理の推進」「動物の福祉向上」を基本施策としています。
2	P. 2 条例の目的	条例の目的に「生物多様性の保全を図る」という文言を盛り込むべきである。	いただいたご意見についてはこれらを進めていくことで達成されるものであると考えます。

(2) 行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体等の動物愛護管理に関する責務について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 4 (1)行政（市）の責務	殺処分ゼロを目指し、そのためにできる措置を講ずることと規定してほしい。	札幌市では、殺処分ゼロを目指すだけでなく、センターに収容される動物を減らすことを目標とし、今後の事業を実施していきます。
2	P. 4 (1)行政（市）の責務	責務については、努力義務ではなく、義務規定にすべきである。	基本構想にあるように行政（市）が関係団体等との連携における中心的役割を果たしながら、動物愛護管理行政に関する取組を進めていきます。
3	P. 4 (1)行政（市）の責務	条例の制定、動物管理センターに関すること、動物の飼い方マナーについての普及啓発にもっと力を入れてほしい。	また、具体的な施策については、いただいたご意見を踏まえ、条例に基づき新たに設置する札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の中で協議し、推進計画の策定時に検討いたします。
4	P. 4 (1)行政（市）の責務	幼児や児童への動物愛護に係る教育及び飼い主への学習の機会の充実を図るべきである。	
5	P. 4 (1)行政（市）の責務	民間との協力を積極的に行って欲しい。特に施設の運用について民間（市民）を巻き込む形で運営してほしい。	
6	P. 4 (1)行政（市）の責務	施設等の整備にドッグラン整備も含めてほしい。	
7	P. 4 (1)行政（市）の責務	収容動物に最低限の医療行為等を行うべきである	条例で規定するとおり、動物の福祉向上を目的とし、収容動物に対しては、感染症対策として必要に応じた予防医療、及び適切な治療などを実施していきます。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
8	P. 4 (2)市民の 責務	責務については、努力義務ではなく、義務規定にすべきである。	基本構想で掲げる目標を達成するためには、動物の飼養の有無に係わらず市民一人一人に動物愛護に関する意識を持ってもらい、行政が進める施策に関心や興味を持って協力してもらうことを優先すべきと考えます。
9	P. 4 (2)市民の 責務	ボランティアなどで市民が協力できることについて具体的に提案してほしい。	動物愛護推進員制度やボランティア譲渡制度などボランティア等が活動できる場を提供しておりますが、今後も行政が実施している事業については、ホームページ等を利用し広くお知らせするよう心がけて参ります。
10	P. 5 (3)動物取扱 業者の責務	責務については、努力義務ではなく、義務規定にすべきである。	動物取扱業者は、法において遵守すべき事項が既に定められています。そのため、本条例で規定する責務については、法の遵守を前提として、さらに一歩進んだ自主的な取組を促すものです。
11	P. 5 (3)動物取扱 業者の責務	基本構想には記載されている「法令遵守」が、本案で省かれているのは不自然。ここに記載し、動物愛護管理法及び「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の遵守徹底が図られるような事項を追加すべきである。	
12	P. 5 (3)動物取扱 業者の責務	「取扱動物の福祉の向上」について、動物愛護管理法との整合性を踏まえて文言を工夫すべきである。	
13	P. 5 (3)動物取扱 業者の責務	動物取扱責任者の責務について、「資質向上」の手段が例示でしかなく実効性が伴わないおそれがある。具体的な施策を講じるべきである。	
14	P. 6 (4)動物関係 団体の責務	「動物関係団体」の範囲が曖昧であるため、定義を明確にしてほしい。	動物関係団体については、条例で「動物に関する活動、教育又は調査研究を行う民間団体及び教育機関（いずれも法人に限る。）をいう。」と定義しています。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
15	飼い主の責務	飼い主の責務を規定し、マナー等の知識の習得に努めなければならないとすべきである。	飼い主は、法や本条例において人等への危害の防止が義務づけられており、それらを遵守するためには、マナーに関する知識が必要となります。 また、必要なマナーを飼い主が学べるよう、遵守事項について、より一層の普及啓発に努めます。

(3) 動物の飼い主の遵守事項について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 6 (1)動物の飼い主の遵守事項	遵守事項の拡充・強化を図り、飼い主の意識を高めるのが目的であることから、新たに追加した各遵守事項については義務とすべきである。	新たに追加する飼い主の遵守事項については、動物の飼育環境の質の向上の観点から、飼い主の自覚を促すことが目的であり、国の基準を超える規定は想定していません。
2	P. 6 (1)動物の飼い主の遵守事項ウ	8週齢規定に「飼い主の元で」や「生まれた環境で」を追加すべきである。	離乳前の時期においては、親兄弟と過ごすことが動物の健康の保持や社会性を身につけさせる上で重要ですが、飼い主については、市民や動物取扱業者など様々な人が含まれるため、必要最低限の規定としています。
3	P. 6 (1)動物の飼い主の遵守事項ウ	「社会化の促進のため」を目的に犬猫8週齢規定を設けるのは、環境省の調査の結果が出てからにすべきである。	
4	P. 9 ①動物の飼い主の遵守事項	尿も汚染原因であることから「ふん、毛又は羽毛等を」とあるのを「ふん尿、毛又は羽毛等を」とすべきである。	ここでは、適切な処理ができることが前提であり、尿については適切な処理方法が明確ではないため、尿を規定することは難しいと考えます。
5	P. 9 ①動物の飼い主の遵守事項	動物が逸走した場合の規定に、ただちに関係機関に連絡することを加えるべきである。	関係機関への連絡は条文にある「搜索」に含まれています。 飼育する動物が逸走した場合や飼い主のわからない動物を保護した場合に関係機関へ連絡先することについては、引き続き普及啓発に努めます。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
6	P. 6 (1)動物の 飼い主の 遵守事項	次の事項について遵守事項として盛り込んでほしい。 ・飼養開始前の知識の修得 ・繁殖制限措置の徹底 ・学校、福祉施設等における動物の適切な飼養、繁殖制限措置	法及び本条例の規定において担保されるものと考えます。
7	P. 7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ア	排せつを事前に済ませるとの規定はおかしい、又は無理がある。それよりも、罰則を設け、してしまった後の衛生的な処理を徹底させるべきである。	排せつをしてしまった場合に処理をすることについては、飼い主の当然の責務であり、本規定については、飼い主一人一人に意識してもらい、排せつに係るさらなるマナー向上を目指すことが目的です。
8	P. 7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ア	「ふん等」ではなく「ふん尿等」とすべきである。	また、尿については、前述のとおり適切な処理ができることが前提であり、適切な処理方法が明確ではないため、規定していませんが、これら犬の糞尿に係るマナー向上については、引き続き普及啓発に努めてまいります。
9	P. 7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ア	ふん尿等について具体的な処理方法について文章化すべきである。	
10	P. 7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ア、イ	排せつや運動に係る規定について、他人の所有地内の立入禁止を盛り込むべきである。	
11	P. 7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ウ	条例に出てくるすべての「係留」について、おり、又は囲い等の障壁の中で飼養するときは含まない表現としてほしい。 係留の定義が示されているが、係留の本来の言葉の意味は、繋いでおくことであるため、「檻や囲いに収容する」ことを含まない表現としたほうが正確であり、単に「係留されている」と言った時に、繋がれているのか、檻に入っているのか不明な事態は避けるべきである。	いただいたご意見を参考に、文言を修正しました。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
12	P.7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ウ	ノーリードは禁止とわかりやすく書いてほしい。	普及啓発の中で、わかりやすい表現を使用するよう心がけます。
13	P.7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 ウ	<p>犬の係留について実態調査し、公園等でノーリード OK の時間を設けてほしい。</p> <p>動物愛護の先進国である米国、ニューヨークのセントラルパークでは、朝と夕方のある一定の時間は、ノーリード（係留せず）で犬の散歩ができると聞く。トラブルの責任はもちろん飼い主の責任になる。</p> <p>札幌でも、いくつかの大型公園において、早朝だけでも犬と人が自由に触れ合える時間を設定することによって「人と動物が共生する社会の実現」に貢献し、捨てられた犬の引き取り手の増加が図られるのではないかと。</p>	<p>係留等を行うことにより、人と動物が安全に触れ合うことができると考えます。</p> <p>なお、ドッグランの設置など、公園の管理・利用方法については、その管理者が規定することとなります。</p>
14	P.7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 エ	特定犬の飼い主の義務について、檻の強固・耐久性のみならず、その犬が持つ生来の気質や習性に配慮した飼養施設、身体能力に応じた運動量の確保、必要なしつけと訓練などの規定を盛り込むべきである。	<p>特定犬に限らず、飼養する動物は、その習性等に応じた施設の設置や運動の確保が必要であり、また、人への危害を防止するためのしつけや訓練を行う必要があります。</p> <p>これらについては、法及び条例で規定される飼い主の遵守事項で担保されたいと考えます。</p>
15	P.7 (2)犬の 飼い主の 遵守事項 エ	「体高」による規定を設けるなど、示されている 8 犬種以外にも、体高体重、飼養状況に応じ特定犬として指定してほしい。	特定犬の指定については、体高体重や飼養状況に応じて適切に判断し、実施していきます。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
16	P. 9 (2)犬の 飼い主の 遵守事項	福祉に関する項目として次の項目を追加してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・飼育環境において自然採光により日光を浴びられること。 ・雨風による健康への影響が脅かされない場所及び空間の確保。(犬小屋等) ・檻、柵等で飼育する場合は、飼育環境における十分な空間の確保。(5平方メートル以上等) ・綱、鎖等の係留においては犬が自由に動き回れる最低面積を確保する。(5平方メートル以上等) あるものとする。 	飼い主には、動物の種類、性質等に応じた飼養施設を設けるよう義務づけています。 具体的な基準等については、今後、ガイドライン等の作成時に検討します。
17	P. 10 (3)猫の 飼い主の 遵守事項	猫の室内飼育を義務化すべきである。 その上で、猫を家から出す時は、犬のようにリードを使用することや罰則などを規定してほしい。	法に準じて、室内飼育に努めることと規定しています。 なお、室内飼育を前提としていることが明確になるよう「屋外に出す場合」を「やむを得ず屋外に出す場合」と変更しました。
18	P. 10 (3)猫の 飼い主の 遵守事項	「猫の飼い主は室内飼育に努めること」を前提とした文案にしてください。	
19	P. 10 (3)猫の 飼い主の 遵守事項	「所有を明らかにする」とは、誰に對して明らかにするのかわかりさせる必要がある。単なる連絡先ではなく「所有者」を明示する目的は「逸走時の所有者への返還を容易とすること」と「所有者の責任を明確化すること」がある。 マイクロチップでは、飼い主情報が拾得者等はわからないことから、所有者明示の目的を果たしていないものとする。 このことから、明示措置に該当しないものとするべきである。	いただいたご意見を参考とし、「首輪、名札、マイクロチップ等により、自己の所有を明らかにするための措置」から「首輪、名札等により、飼い主がいることを明らかにするための措置」と変更しました。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
20	P. 8 (3)猫の 飼い主の 遵守事項 ア	室内飼育を努力義務としているにもかかわらず、あえて屋外に出す場合は、室内飼育よりもより厳格な義務を課す必要があるため、猫を屋外に出す場合は、みだりに繁殖することを防止するため、避妊・去勢手術等を行うことを義務付けるべきである。	いただいたご意見を参考とし、飼い猫をやむを得ず屋外に出す場合は、「当該猫がみだりに繁殖することを防止するため、避妊手術、去勢手術その他の措置を講ずる」を義務付けることとしました。
21	P. 10 (3)猫の 飼い主の 遵守事項	猫も登録制を導入すべきである。	猫については、法に準じ室内飼育が努力義務となっている現状にあり、現段階において、登録制とするのは難しいと考えます。
22	P. 10 (3)猫の 飼い主の 遵守事項	飼い猫にも糞尿は家で済ますよう規定してほしい。	猫の飼い主には、室内飼育に努めるよう義務付けられています。
23	P. 10 (4)特定動物 の飼い主の 遵守事項	近隣で特定動物を飼養していることを把握しておくことは、非常の事態に備えて必要で、住民には知る権利があり、逸走時の捕獲方法や災害時の対処方法等は所有者のみならず、近隣の住民にもあらかじめ示しておくべきである。 そのため、特定動物の飼い主の遵守事項に、近隣住民に飼養の事実を周知することを入れるべきである。	いただいたご意見を参考に、その必要性等について検討します。
24	P. 10 (4)特定動物 の飼い主の 遵守事項	特定動物であっても、飼い主には終生飼養する責務があることから、特定動物の飼い主の遵守事項に、終生飼養することを入れるべきである。	法及び条例の動物の飼い主の遵守事項により担保されるものと考えます。

(4) 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 8 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について	規制をより厳しくし、罰則を設けてほしい。	札幌市では、飼い主のいない猫の問題については、解決すべき重要な課題であると考え、飼い主のいない猫が増えないよう猫の適正飼育について市民に引き続き普及啓発を行っていくとともに、飼い主のいない猫に対する避妊・去勢手術等の措置のあり方について議論を行っていきます。
2	P. 8 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について	飼い主のいない猫については、無料不妊手術を提供するなり、行政が率先して行うべきであるため、項目を削除すべきである。	その上で、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者については、その責任と自覚を促し、市の対策に協力していただく姿勢を求めます。
3	P. 8 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について	飼い主のいない猫に餌をあたる者に遵守事項を定めているが、まず、飼い主のいない猫について市の考え方や対策を明示すべきである。	
4	P. 8 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項について	定義を明確化（自ら猫を引き取らず、餌やりを目的とし繰り返し餌を与える者）し、保護を目的とする方を適用外にするべきである。	

(5) 多頭飼養の届出義務について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 11 (1)多頭飼養の届出義務	届出制ではなく、許可制にすべきである。	頭数や対象については、運用後、必要に応じて見直しなどを検討します。
2	P. 11 (1)多頭飼養の届出義務	届出が必要な頭数をもっと少数にすべきである。 また、飼い主のいない猫に餌を与える者も対象にすべきである。	
3	P. 11 (1)多頭飼養の届出義務	届出が適用外としている施設についても届出させるべきである。	実態の把握が可能かどうかを踏まえ、対象外の施設を見直しました。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
4	P. 11 (1)多頭飼養 の届出義務	多頭飼養問題の背景には、往々にして多頭飼養者自身の飼養管理能力と経済状況を考えずに動物の預かり等を繰り返し、手放すことを極端に嫌い、その数を見境なく増やしてしまう当事者が存在し、海外で行われた調査でも、多頭飼養崩壊者の多くはその根底に精神的な問題を抱えていることがあるという結果が出ている。 そのため行政の多頭飼養者に対する積極的な介入が必要であるため、「支援を行うよう努める」等の文言を盛り込むべきである。	多頭飼養者への対応については、状況に応じて他部局と連携し実施していくよう努めます。

(6) 札幌市動物愛護管理推進協議会（仮称）の設置について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 12 札幌市動物 愛護管理推 進協議会（仮 称）の設置	名称を「札幌市動物福祉及び共生推進協議会」にしてほしい。	いただいたご意見を参考に、名称について検討します。

(7) 犬猫の引取り手数料及び収容した猫の返還手数料の徴収について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 12 手数料の 徴収の理由 ア	自身の責任と費用の観点から高額に設定すべきである。 特に高齢や病気の動物の医療費などは後からでも実費を請求できるようにするべきである。	引取り手数料は、引取りに要する費用の負担であり、引取り後の実費の請求は考えておりません。 なお、手数料の額については、引取り時に必要な経費を積み上げ、決定します。
2	P. 12 手数料の 徴収の理由 ア	引取り手数料の設定によって遺棄される動物が増える可能性があるため、検討すべきである。	動物の遺棄については、警察等の関係機関との連携に努めます。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
3	P. 12 手数料の 徴収の理由 イ	猫は返還率が低く、ほとんど迎えに 来ない現状で、手数料を徴収すると、 放置する市民が増える懸念がある。 猫については返還手数料を徴収する よりも、飼い主責任の醸成が必要で ある。 また、犬の返還手数料についても、 北海道や近隣都市と比べて高額であ り、他都市と同じくらいに設定して ほしい。	手数料の設定により猫の返還率が低 下することは、予想しておりません。 ご意見のとおり、猫の返還率を向上 させるためには、飼い主責任の意識 の醸成が必要であり、札幌市では、 今後も飼い主明示措置等の普及啓発 に努めてまいります。 なお、手数料の額については、犬猫 の収容及び返還に係る費用を積み上 げ、決定します。
4	P. 12 手数料の 徴収の理由	犬猫の返還や引取りについては、市 民の動物愛護・命の尊厳に対する啓 蒙・教育によって、不幸な動物を減 らす必要があることから、手数料の 徴収よりも動物愛護の再教育を一定 時間受講しなければならないとの規 定を設けるべきである。	いただいたご意見を参考に、その必 要性等について検討します。

(8) 罰則の見直し・強化について

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	P. 13 罰則の 見直し・強化	罰則が軽く、なんの抑止力にもなっ ていないことから、罰則をもっと強 化するべきである。	罰則の内容については、関係機関と 協議し、検討します。
2	P. 13 罰則の 見直し・強化	猫による危害の防止について規定し 罰則を設けるべきである。	いただいたご意見を参考に、その必 要性等について検討します。

(9) その他

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	その他	犬猫の殺処分をしない施設を作っ てほしい。	いただいたご意見を参考に、殺処分 がなくなるよう努めます。
2	その他	条例を適切に運用していくために も、現在の施設では、新たな役割を 担うのは無理で、将来展望も持てま せん。 札幌市には「人と動物が共生できる 社会」の見本となる施設が必要であ り、新施設を作っしてほしい。	センターの新設については、今後、 推進計画を策定する中で、動物管理 センターの機能をいかに充実強化し ていくかという観点から、そのあり 方を含めて検討します。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
3	その他	市民が立ち寄りやすく、動物と触れ合うことのできる譲渡施設を作ってほしい。	センターの新設については、今後、推進計画を策定する中で、動物管理センターの機能をいかに充実強化していくかという観点から、そのあり方を含めて検討します。
4	その他	新しい施設建設のための基金を設立してほしい。	
5	その他	実験動物の所有者等の遵守事項を定め、違反が認められる場合には、市長が必要な措置命令を行うことができるよう実験動物飼養施設を届出制として、定期的な立入調査を行うべきである。	いただいたご意見を参考に、その必要性等について検討します。
6	その他	<p>特定動物について次の規定を設けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例において、特定飼養施設への1年に一回以上の立入調査等の監視体制の強化を行う。 ・ 特定動物の飼養保管許可に厳しい審査制度を設ける。 ・ 特定動物の逸走対策として、近隣の市町村との間で連携を行う。 	いただいたご意見については、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。
7	その他	<p>動物取扱業者について次の規定を設けるなど規制を厳しくするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットショップで動物を購入する前に、必ず保健所で収容されている動物一覧の掲示をしなければいけない。 ・ 販売した業者には終身追跡調査を行う義務を課す。 ・ 生態販売を禁止する。 ・ 動物取扱業者に対し実施した監視内容を公開し、動物取扱業者を市民等にも監視してもらう。 ・ 繁殖業については許可制にする。 ・ 動物園などの展示業の規制をより厳しくする。 	いただいたご意見については、今後の事業を進めるうえで参考とさせていただきます。

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
8	その他	車等でひいた動物の処理を明記してほしい。	条例で、動物を負傷させた者のとるべき措置として、速やかに当該動物を救護又は収容すること等、適切な措置を講ずることを規定しています。
9	その他	法の見直す期間である5年を目安に、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を設けるべきである。	条例の内容については、法の改正等を踏まえ、適宜見直しを行うよう努めます。
10	その他	ドイツのように飼育前に動物愛護に関する事項（動物愛護管理規定などを含む）についての講習を札幌市にて開催し、飼育しようとするものは必ず受講している証明がないと飼育ができないなど、飼育前の教育を強化してほしい。	いただいたご意見について規定することは難しいと考えます。
11	その他	ペットを登録制にしてほしい。	
12	その他	凄惨な状況から動物を守る事と市民を市民たらしめ、社会秩序を守るにも必要だと思うため、動物を動物虐待から保護するための規定を設けるべきである。	
13	その他	パルボウイルスなど、一度発生すると感染力が強く、病院や保健所内で蔓延する可能性が高い病気に関してはワクチン接種を義務化すべきである。	